

令和5年度福祉人材カフェ運営事業業務委託についての質疑・回答

No.	仕様書項目	質問事項	回答
1	(2)介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等の修了を目指した職業訓練について、訓練実施主体と連携し、訓練生の確保及び就職に向けた支援等を行うこと。	訓練校との連携として訓練の実施にあわせて京都ジョブパーク事業の説明および登録会を実施することは可能か。また、京都ジョブパーク既登録者で主担当が福祉カフェ以外の求職者について、福祉カフェ主催のイベントや広報活動を通して職業訓練に進み福祉業界への就職を目指す場合などに福祉カフェへの主担当変更希望があれば他の訓練生と同様の就職支援を行うことは可能か。	令和5年度は、各訓練校から福祉人材コーナーの事業紹介ちらしを配布し、登録を勧奨することとしており、一律に京都ジョブパーク事業の説明及び登録会は実施することは想定していない。また、訓練生本人の意志で福祉人材コーナーへの支援を希望する場合、福祉人材コーナーが就職支援を行うことは問題ない。
2	(2)-イ 訓練受講者の内、職業訓練の支援終了時点で未就職である登録者については、(1)により就職支援を行うこと。	「職業訓練の支援終了時点」とはいつのことを指すのか？	訓練支援期間（訓練期間及びその後3ヶ月間）終了後を指す。
3	(2)-イ 訓練受講者の内、職業訓練の支援終了時点で未就職である登録者については、(1)により就職支援を行うこと。	「支援終了時点で未就職である」かどうか判断する為、また就職後の定着フォローアップに繋げる為、訓練生に対し、訓練期間中、定期的に就活状況の確認と就活イベント等に関する情報提供を行うことは可能か。	訓練支援期間中に、京都ジョブパークで主催するセミナーや合同就職説明会等をジョブパーク登録している訓練生に対して情報提供することは差し支えない。
4	(2)介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等の修了を目指した職業訓練について、訓練実施主体と連携し、訓練生の確保及び就職に向けた支援等を行うこと。	マッチングイベントの開催は何回程度を想定しているのか。	20社程度を対象とした合同就職説明会を2、3回程度開催することを想定しているが、企業数や開催回数、開催方法等効果的な開催方法を提案いただきたい。
5	(6)-イ 適切なマッチングに結び付けるための企業見学会や合同就職説明会等の実施 -ウ 定着支援セミナーの実施等早期離職させないためのマッチングや就職後のフォローアップの実施	企業見学会や合同就職説明会等の実施に関して、京都ジョブパーク事業の他業務と連携実施をすることは可能か。	京都ジョブパークの他コーナーとの連携は積極的に検討いただきたい。